

「第3回リニア発生土置き場計画審議会」議事録

1. 開催日時

令和5年12月17日（日） 13:30~16:00

2. 開催場所

御嵩町役場 北庁舎3階大会議室

3. 出席者

審議会委員：三井栄会長、富田啓介副会長、大畑孝二委員、岡本秀範委員、小栗幸弘委員、
 籠橋まゆみ委員、瀨瀬久美委員、佐賀淳委員、鈴木秀和委員、武田康郎委員、
 田中清仁委員、能登香都代委員、吉田泰規委員

御嵩町：田中克典企画調整担当参事、山田敏寛企画課長、澤田勇介リニア対策係長

4. 審議内容

発言者	発言内容
澤田係長	皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第3回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会を開催いたします。開催にあたりまして、三井会長よりご挨拶をお願いいたします。
三井会長	皆様こんにちは。本日は大変寒く、また日曜日にもかかわらずご参加いただきありがとうございます。午前中に、以前ご案内いただいていたかと思いますが、実際に候補地A、候補地B、もちろん一部ではございますが視察させていただきました。事務局の皆様、調整いただきありがとうございました。また、現場におきましては、大畑委員、籠橋委員からも、短い時間の中、簡単に状況についてのプラスアルファの情報もご提示いただきありがとうございました。本日は、要対策土に関する具体的な審議に入っていきますので皆様それぞれのお考えを中で闊達に述べていただければと思います。よろしくをお願いいたします。 続いて12月5日の委嘱を受け、本日から審議会委員になりました、武田委員から一言ご挨拶をいただければと存じます。よろしくをお願いいたします。
武田委員	皆様こんにちは。ご紹介を頂きました武田と申します。本日から、この審議会のメンバーに加えていただくことになりました。よろしくお願いをしたいと思います。杉本委員と、かなりのつき合いがございまして、彼が体調不良ということで、この審議会での活動がなかなか難しいということもあって、杉本委員から、協力して欲しいというご依頼がありまして、門外漢ではありますが、お引き受けをしようというふうに考えました。誇るキャリアはありませんが、およそ40年間にわたって労働組合の活動をしてまいりました。従ってこの間、岐阜県で起きました、例えば長良川河口堰の問題ですとか、椿洞の産廃処理を巡る事案ですとかでは、労働組合の立場から関与してきたというような経験がございますので、皆さん方のご意見を拝聴しながら、できる限りこの委員会の審議にご協力できるように努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
澤田係長	ありがとうございました。初めに、お手元に配付した資料を確認させていただきます。①次第、②第2回リニア発生土置き場計画審議会議事の振り返り、③選定基準を満たす町有地の一覧、④健康面への影響、⑤JR東海からの回答、⑥要対策土についての委員からのご意見、でございます。それから、委員の皆様にはもう1点、「御嵩町リニア発生土置き場計画審議会の運営等に関する要綱」を配布させていただいております。今回、要綱をお配りさせていただいた理由でございますけれども、当審議会の運営等

	<p>に関する要綱を改正させていただきましたので、その報告をさせていただければと思います。改正内容につきましては、オンラインによる参加や欠席の場合の意見開陳を認める手順、採決権の他委員への委任明文化したのになります。改正後の要綱はホームページにも掲載しておりますが、委員の皆様のお手元にも配布させていただきました。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。本日の出席委員は13名と規定により、過半数以上でありますので、本会議は成立しております。杉本委員、梅内委員につきましては、欠席でございます。なお、杉本委員からは、欠席の場合の意見開陳の申し出が会長にあったことをお伝えします。報道機関の皆様にお知らせします。間もなく議事に入りますので、以降の撮影、録音はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。会議の議長には規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、三井会長よろしくお願いいたします。</p>
三井会長	<p>それではただいまより議事に入らせていただきます。本日の議事といたしまして、第2回審議会の振り返りについて事務局よりご説明お願いいたします。</p>
澤田係長	<p>事務局から説明をさせていただきます。町説明資料「第2回リニア発生土置き場計画審議会 議事の振り返り」をご覧ください。こちらは、第2回審議会で委員の皆様からいただいた意見を集約、抜粋したのになります。適宜振り返り等にご活用ください。次に第2回審議会で、町に確認や情報提供を求められた項目について、いくつか順に報告いたします。まず、資料はございませんが、確認を求められた、当時62ヶ所あったとされるリニア建設発生土の活用・受け入れ検討候補地の状況について報告します。</p>
田中参事	<p>それでは私の方からご報告させていただきます。第2回審議会で、先ほどの62ヶ所についての確認を、というところがありました。確認しましたところをご報告いたします。まず、62ヶ所の話ですが、平成28年10月の話になります。JR東海から岐阜県に発生土を活用できる可能性がある土地、受け入れ候補地についての情報提供の求めがありましたので、それを平成28年に県から沿線市町への照会回答を取りまとめた結果ということで、JR東海に提供した箇所数が、合計62ヶ所ということになっております。この62ヶ所については、地元了解などの状態ではなく可能性があるのであれば、内部で検討された程度でも、ということで取りまとめられた状態の情報のご報告でございます。このたび、JR東海に62ヶ所の状況の聞き取りをいたしました。JR東海からの報告としましては、県からの情報をもとに、規模や地形、周辺の環境、運搬の距離や行政手続きの有無、環境への配慮などを考慮して、候補地の絞り込みを行ってきました。現在、絞り込んだ候補地のうち、優先度の高いものから関係者との協議を進めている状況ということで、提供箇所62ヶ所あったんですが、今現在としまして、決定が9ヶ所、検討中となっているのが12ヶ所だということになっております。JR東海としましては、発生土は坑口のある沿線市町内で収めることを基本方針としていまして、現在検討中の候補地での協議実現に注力をしていくことから、その他の箇所についての検討はしていないということです。民間事業者等からの新たな発生土の搬入や受け入れ希望などのそういった情報については持ち合わせていません、ということです。なお、62ヶ所の詳細については、地権者など、相手のある話なので県、JR東海ともに公表はしていませんし、公表することもない、ということでございます。ご報告は以上になります。</p>
澤田係長	<p>では続けて、町内ではどうなのかという観点から、町内に一団となっている土地があるかどうか、町有地の状況も調べましたので報告させていただきます。</p>

できます。資料につきましては、「選定基準を満たす町有地一覧」という資料になります。こちらは町内で一団となっている町有地がないかということで調査したものでございます。選定に当たりまして、選定した基準が上段に書いてございます。①普通財産であること、②面積が1ヘクタール以上であること、③現況地目が山林であること、④貸し出しをしていないこと、でございます。調べた結果、5ヶ所該当がございました。備考欄に懸念事項ということで出ささせていただいておりますけれども、大型車の通行が困難であることですか、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されている、災害の発生した履歴がある、前沢湿地など別の湿地である可能性とか、そういった懸念がある状況でございました。1枚おめくりいただきますと、まず位置図ということで、それぞれどこにあるのかが確認いただけるかと思えます。さらに1枚おめくりいただきますと、もう少し詳細な位置がわかるものになっております。「あ」につきましては、平芝工業団地の東側でございます。「い」につきましては、国道21号線のバス停次月口の北側あたりでございます。「う」でございます。こちら、こぶしゴルフクラブの東側、瑞浪市との行政界のあたりでございます。こちらは町も保全活動している前沢湿地の辺りでございます。「え」につきましては、前沢ダムの東側のところでございます。最後「お」でございますけれども、こちらは津橋地内の瑞浪市との行政界の辺りでございます。こちらについては以上でございます。

次に、要対策土の健康面での安全性の観点から、基準や近隣の工区での検査値をまとめましたので報告をさせていただきます。資料につきましては、「要対策土の健康への影響について」という、カラー刷りのものでございます。こちらをご覧ください。まず1ページ目でございます。要対策土、自然由来重金属等の健康への影響についてでございます。フォーラムで説明がありましたが、改めて土壌溶出量基準を資料にいたしました。この土壌溶出量基準は、体重50キログラムの人が1日当たり2リットルの水、地下水を飲用摂取することを想定し、70年間その水を飲み続けた場合において設定された基準でございます。他にどんな表現があるかということでもいろいろ資料を見まして、一つ紹介をさせていただきます。別の資料では、一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないレベル、またはリスク増分が10万分の1となるレベル、というようなものもございました。その下に載せましたのが、南垣外工区と大森工区での要対策土の発生状況でございます。各月の月別最大値について、基準の超過状況をご確認いただければと思います。黄色で網掛けしているところが基準を超過しているわけでございますけれども、基準超過の値が大きかったところでございますと、南垣外工区の令和4年11月、ヒ素が基準の4倍程度で検出されていること、同じく令和4年7月にセレンが4倍程度で検出されている、ということがわかるかと思えます。一方、ほとんど検出されていない物質もあり、わずかな基準超過という場合もあることが確認できるかと思えます。続きまして、2ページ目お願いいたします。こちら要対策土、酸性化する可能性がある発生土の健康への影響について、でございます。こちらフォーラムで説明がありましたが、基準は、酸性化可能性試験結果がpH3.5以下というものでございます。少し補足をさせていただきますと、排水にあたってのpHの最小値、水質汚濁防止法に定める一般排出基準は、pH5.8になります。ではこのpH3.5が何かというところを少し調べてみました。酸性土試験には、試料を通過した雨水を採水便に貯留し、28日ごとに採水分析する「土研式雨水曝露試験」もあるとのことでございます。この試験でpH5.8を下回るのは、この酸性化可能性試験結果がpH3.5以下ということがわかっているということで、pH3.5という基準があるということでございます。酸性化する可能性のある土の発生状況

	<p>は、左側の表の通りでございます。南垣外工区、大針工区にて発生しております。近隣の事例としまして、右側でございますけれど、可児市での新滝ヶ洞ため池の水質異常があったことは認識をしております。平成15年のpHを見ますと、かなりの酸性水が侵入したということがわかるかと思えます。なお、こちらにつきましては、検査ですとか、対策がされずに盛土された事例ということでございます。3ページをお願いいたします。ウランの健康への影響について、でございます。放射線量の管理基準値は、自然状態からの増加が0.11μSvということでございます。これは1年間で、自然状態からの増分が1mSvとなる値でございます。南垣外工区における、発生土が置いてある工事ヤード内と、自然状態ということで日吉コミュニティセンターをずっと比較されておりますので、その結果が載せてございます。0、わずかな増加、それから別地点ではマイナス、自然状態の方が、放射線量が高いというふうになっている場合もありました。右側につきましては、被ばく線量の比較早見図でございます。南垣外の一歩値の大きな増分で、仮に年間放射線量を試算すると、0.2628mSv/年、となりました。健康への影響の目安につきましては、100mSvということで比較早見図のところにも書かれております。こちらの資料につきましては以上です。</p> <p>最後に資料4点目、「JR東海からの回答」をご覧ください。皆様からのご質問にJR東海から回答がありましたので、委員の皆様にはあらかじめ展開をさせていただきました。ご一読されている方もいらっしゃると思いますが、またご確認をお願いいたします。以上でございます。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただきましたが、皆様の方からご質問や確認がございましたらお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>要対策土の健康への影響について、重金属が近隣のトンネルで出たということで表があるんですけど、六価クロムが令和4年12月に超過したものは、蛇紋岩があるから出た、というわけではないということよろしいですか。一応、六価クロムというのは蛇紋岩が分布する場所にしか出ないとされているんですけども、特定地域にしか分布していないので、たぶん蛇紋岩が原因では無いと思う。</p>
澤田係長	<p>プレス発表でも超過があったというレベル感のものが主でございますので、今の手持ち資料で原因まで特定できるだけの資料を持ち合わせておりませんので、事例確認させていただきます。可能な範囲でまた報告させていただきます。</p>
吉田委員	<p>トンネルでの吹き付けコンクリートと有機物か何かが反応して、六価クロムになったのだと思うんですけど、おそらく今後、反応が進んでいくと三価クロムに変化して無害になるのかなと思うんですが、実際にそういうものなのかどうかというところをご確認していただければと思います。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。小栗委員お願いします。</p>
小栗委員	<p>田中参事にお聞きしたいんですが、「選定基準を満たす町有地一覧」の説明時に、平成28年に62ヶ所、県が公表しているということで、何が聞きたいかという、なぜJR東海に確認を求められたんですか。県の方へ聞かないと、JR東海だけでは片手落ちだと思うんですが。県が交渉した土地なんで。</p> <p>それともう1点、澤田係長に聞きたいんですが、体重50キロの人が1日当たり2リットル水飲んでも元気である、ということなんですが、いろんな人が住んでるわけですよ。腎臓の悪い人や、糖尿病の人、肝臓の悪い人とか、そうしたときに、これ健康人が飲んで大丈夫だという数字じゃないですか。都合のいいところだけを選んで公表されて、僕ら素直なのですぐ洗脳されてしまいますが、健康に害を及ぼす人も世間一般にいらっし</p>

	やるんだから、そういう人たちのことを思ったら、こればかりを強調されるのはいかなものかと思ひまして、感想をお聞かせください。以上です。
田中参事	まず1点目ですけれども、この62ヶ所の関係は県にも問い合わせいたしました。県としても、62ヶ所は当時の沿線市町から情報提供をもらったものを取りまとめてJR東海に渡したと。そこまでが県で、その発生土をどうするのか、どこで処理していくのか、というのはJR東海が62ヶ所を見て、検討しているところですので、確認していません。
小栗委員	JR東海に確認すれば、JR東海にとって都合のいいところ、経済的メリットのあるところ、はっきり言うと坑口近くですね。そういったところを主体的に選ぶのは、分からないでもない。ただ、その下には人が住んでいたり、それから積み上げた後の土砂崩れ、何度も説明聞きましたけども、そういったことが懸念されて、JR東海だけの意見を聞いて9ヶ所決定したけども、12ヶ所は検討中と。そういった意見しか出てこないと思うんですよ。だから、私はこの資料を説明聞いたときに、御嵩町の主体的な姿勢がちょっと伺えないのではないかなという、ちょっと残念に思ったので聞いた次第です。
田中参事	あと、先ほどの2点目のご質問ですけれども、先ほどご説明させていただいた健康面の話ですが、あくまでおっしゃる通りで、おそらく標準(的な健康状態)の方が基準になってるかと思います。体重50キロのそういった標準の方を対象に指標があり、それを基準に基づいて、設定がされています、ということ。後は、今現在の状況では、こういう結果が出ているというご報告をさせていただいた、ということなので、これについての評価がどうなのかというのは、委員の皆様方の評価なのかなと思っています。設定の基準等の事実をお伝えしたということだけでございます。
三井会長	その他よろしいでしょうか。はい。お願いいたします。
佐賀委員	まず1点目なんですけど、南垣外の表なんですけど、南垣外から出てくるのはJR東海の説明の通り、土岐夾炭累層。美佐野から出てくるのは、美濃帯。全然別物なんですよね。ですから、この表を使うのはあまり思わしくないと思います。 2点目、令和3年に町長は受け入れを前提に協議に入る、フォーラムの中ごろには、安全が確認できなければ断る場合もある、今年の4月には、安全は確認できてない、というようなことなんですけど、それまでに、何かしらJR東海と協定で合意に至った点はありますか。
田中参事	まず1点目ですが、町で出せるトンネル工事の状況がこれしかなかったものですから、近いところの資料をお出ししたというだけです。 2点目ですが、何か協定が結ばれてるとか、そういったものは一切ございません。
佐賀委員	あと1点、これ意見なんですけど。実は、この委員会メンバーの中に、他の委員へ電話をされる方がみえて、私はこう思いますから、という自分の意見を伝えられる方がみえるのですけど、そういう個人的に電話されたり、メールされるというのは、私としては相応しくないと思うのですけど、その辺、皆さん合意していただきたいなと思うのですけど、いかがでしょうか。
三井会長	私の方からでよろしいですか。これまでのことはともかくとして、個人的にお友達としての意見は別として、ご連絡をしてそちらに誘導するようなことは、お互い辞めていくように、ということのお話でよろしいでしょうか。そのほかよろしいでしょうか。
鈴木委員	基準のことですが、瑞浪の南垣外でヒ素が出てます。それから、多治見

	<p>市もメインはヒ素ですよ。ヒ素は出やすいといえば出やすいので、こうなったのかなと思うのですが、南垣外の場合、前から言ってますけど、主に三河湾の埋め立てに要対策土を持っていつているということで承知してるんですが、大森は、要対策土の仮置き場はあるのですが、仮置き場に持っていったというのは JR 東海の報告に出ていない。ヒ素が出ている以上、どこかで処理されてると思うのですが、大森の処理はどうなっているのかは聞かれていますか。</p>
澤田係長	<p>現在、可児市の要対策土につきましては、ピット内で一定量は保管ができるということで、それまでそこに置いておいたようなんですけど、そのピット内の容量を超えたということで、仮置き場への搬入が始まっているということで確認しております。</p>
鈴木委員	<p>そうすると、令和 5 年 6 月の JR 東海の工事報告。あれを見ると、可児では仮置き場への持ち込みはなかったと書いてあったんですけど、それ以降に発生したということですね。それから今、ピット内に置いていたと説明がありましたが、ピット内には多分置けない。なぜかという、今回の JR 東海への質問にも出てるんですけど、（ピット内に置き場を）三つ作ります。一つ目は今日出た分、真ん中は検査結果待ちの分、最後は判定をもって持ち出す分、ということで三つしかないの、要対策土を置いておくスペースはよっぽど少ない量でないのかなという気がしたんですけど。</p>
澤田係長	<p>私も実際に可児市などのピットを見に行っていないんですけど、ピットにもサイズ感はあるのではないかと感じております。3 日分とは限らないかなと思います。</p>
鈴木委員	<p>もう 1 点、吉田委員に確認したいことがありまして。JR 東海への質問 12、13 番になりますが、委員会の話なんですけど、要対策土処理対策検討委員会とおっしゃってます。県で発生した場合に、多分こういう委員会を開いて、こういう方法で処理するとか、どこへ持っていくとかを話し合う委員会のイメージで良いでしょうか。</p>
吉田委員	<p>そうですね。そもそも要対策土が出ると分かっているトンネルに対して、まず委員会を開いて、工事をやってる最中にまた状況を報告して、最終的にいつまでモニタリングするのかということをやられているのが岐阜の委員会だと、県の委員会の議事録しか読んでないんですが、そのように認識しております。</p>
鈴木委員	<p>確かに県の場合はそういうのがあると思うのですが、JR 東海の場合もそういった適用になるのでしょうか。</p>
吉田委員	<p>JR 東海が適用になるのかどうかは、また別の話だと思うんですが、実際にそういう委員会をやるというのは、JR 東海の資料に記載があります。それをいつからやるかというのは分からないというところです。</p>
鈴木委員	<p>県では確かに要対策土が出るとなった場合は委員会を開いて、処理方法を決めるんですけど、JR 東海は多分そういった規定は法的にないのかなと思ったものですから。町から JR 東海に対し、こういう委員会を開いて、対策についてはどのように整理するのかという委員会を開かなければならないという法的な何か制約があるのかどうか、確認をしてもらっていいですか。お願いします。</p>
三井会長	<p>瀧澤委員お願いいたします。</p>
瀧澤委員	<p>全般的なことでもよろしいでしょうか。前回の審議を受けてということで若干、質問がございますのでよろしいでしょうか。前回の審議を経て、今後の審議を進めるにあたって、確認すべきことがございますので少しお聞きをしたいと思います。3 項目ございますが、一つ目、損害賠償請求に係る密約、ということなんですけど、損害賠償請求等は、契約違反や</p>

	<p>違法行為で生じた損害に対する補償と理解をしておりますが、そこで、平成 31 年 1～3 月にかけて、町は JR 東海から亜炭活用、発生土置き場についての基本合意書の提案を却下しておるわけですが、理由は、基本合意書を結んだら、議会承認の前に町有地の売却を密約することになる、というものでございましたが、その後も JR 東海から、亜炭廃坑と発生土置き場を動かしたい、これがなければ進まない、町有地に要対策土を入れられるという担保が欲しいとか、それから町有地の担保がないのがつらいと感じる、発生土の覚書に何か文言は入れられないかと、再三求められておるわけですが、いずれも議決案件を議決前に担保することは難しいということで、断っているわけですが、その後についてどうでしょうかということで、リニア建設発生土、要対策土、健全土の取扱いについて町は JR 東海と密約等を交わしているか、ということ。先ほど佐賀委員からも協定という話がありましたが、そのような密約があるのか、あるのであれば公開していただきたい。今後の審議に非常に重要なことだと思いますので、それを確認しておきたいということでもあります。</p> <p>それから二つ目、町の権限につきまして、町は町有地の処分と赤道の用途廃止につきましては、権限を有しますが、リニア関連で町が意見を付することはありますが、町に許可権があるものは無いと私も理解しておりますが、いかがでしょうか。何か町に権限があれば教えていただきたいということです。</p> <p>三つ目ですが、民有地買収に係る国土利用計画法に基づく土地売買届出書について、でございますが先般も 25 名の方が対象だというご報告をいただきましたが、この届出は投機的取引の抑制と適正価格を目的としています。届出は、契約締結日から起算して 2 週間以内に町に提出することになっております。町は都市計画区域ですので、面積 5000 m²以上は対象になるわけですが、確認したいのは 1 点目、届出書に記載してある土地の利用目的は何ですか。用途につきましては、例えば住宅とか工場とか、ゴルフ場など、可能な限り詳細に記載することになっておると思います。</p> <p>2 点目は、町に提出された届出書は、意見を付して県に送付することになっておりますが、町はどのような意見を付されましたか。</p> <p>3 点目は、県の土地利用審査会というのがありますが、そこからの意見や勧告等はございましたか。あればその内容を教えていただきたい。</p> <p>4 点目は、今回のケースは届出対象面積未満であっても、一団の土地であれば届出が必要となるわけですが、その最初の届出と最後の届出の年月日及び届出された利用目的はすべて同じだったでしょうか。</p> <p>以上、3 項目ぜひお聞きしたい。三井会長からは審議会として町にお願いをしていただきたいと思っております。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。大きく分けて 3 つ、さらに最後の項目はプラスで 4 つということになりますが、すぐにご回答いただくことはできますか。</p>
田中参事	<p>お答えします。まず 1 点目ですが、損害賠償の密約、平成 31 年以後覚書のようなものがあるのかといったご質問ですが、一切ございません。</p> <p>2 点目ですが、意見とか以外に町としての許認可権があるのかということですが、町有地の所有者としての権利はありますが、それ以外についての許認可等の行政的な手続きの権利はないと認識しております。</p> <p>3 点目ですが、国土利用法に基づいた土地売買の届出書ということですが、まず前提としまして、この届出は、県に対する届出なのですが、手続き上、市町村を経由して届出がされることになっておりますので、町も届出</p>

	<p>の内容は認識しているものです。出てきた土地の利用目的については、リニア発生土置き場という目的で、届出が出てきています。それは後から順番に出てくるものも同じ目的で出されております。</p> <p>次に、どのような意見を付したかということですが、土地取引についての適法性というところの意見がありますので、そこについては、例えば御嵩町としての公共建築物などを作る計画があるとか、そういったものがあるれば、それに対する意見というのをしますが、現状そういう計画がないものですから、土地取引自体については、そこについての意見はない、ということになります。ただ、附則というような形で、ここが重要湿地であるとの認識であるということ、地元の皆様から懸念が出ているということがある、この2点を添えましてJR東海へは、地元や町に対して丁寧な説明を行って欲しいということの意見をつけております。</p> <p>県からの内容の話ですが、県から助言という形をJR東海にとったという通知は町へ来ております。ただ、内容につきましては行政体が違うものですから、JR東海に助言を出したということの通知を受け取っているということの答えで留めたいと思います。</p> <p>最後に4番目ですが、最初の届出が、令和5年3月6日に御嵩町としては受け付けをしております。最後の届出については令和5年12月6日に受け付けをしております、前回、JR東海の取得が全部終わりましたと言っていたのが、この12月6日の最後の届出だという認識でおります。以上です。</p>
三井会長	ありがとうございました。その他、皆様方からよろしいでしょうか。
小栗委員	素人的な質問なのですが、リニアのトンネル残土は、これは有効利用しなくてもよかったですか。目的がリニアの発生土置き場になっているようですけども、そこはどうなのですか。
田中参事	民有地の取得になりますので、今、JR東海としては置き場Aを盛土し、平場を作って活用をしていくと、町とJR東海で一緒に考えて活用していくということを言っていることから、発生土置き場ということが、活用・有効利用ということも含んでの言葉だと思っております。
小栗委員	町とJR東海は利用方法を考えるという届出で（手続き上、問題なく）通るのか。通ってしまったのですよね。
田中参事	届出自体は、その内容で出され、それで受付がされています。
三井会長	よろしいでしょうか。大畑委員お願いします。
大畑委員	今の関連で、町の許認可は今後出てこないかもしれないですが、林地開発とか何かで町が意見を言えるような場面、JR東海が買った土地をこれから埋立地にするときには、木を切るなどのことが出てくると思うのですが、何か町の意見を言えるようなケースは先々出てきますか。
田中参事	環境アセスの手続き、環境影響検討書の提出が県になされた以降に、手続きとして、おそらく県から地元市町村に意見照会が来ますので、そこで意見を言う機会があります。
大畑委員	アセス以外で森林法の絡みとか。保安林であれば保安林解除などがありますよね、今回は保安林無いようですが。それ以外でも1ha以上の林地開発許可とか、町として意見を言う場面があるような気がするんですが。
田中参事	今まで調べた中ではないです。環境影響検討が出され、その後、埋め立て条例や森林法の手続きが来ますので、そこ（影響検討書）以外の手続きは、意見（を言う場面）としてはないという認識です。
大畑委員	森林法あるいは、林地開発の関係で、アセス以外に町長として何か意見が言えるような場面があるか、ないかを知りたいのですが。
田中参事	手続き上で正式なものはないです。
鈴木委員	今回の場合は、鉄道事業なのでそういった手続きは無いようです。

三井会長	よろしいでしょうか。
富田副会長	今の話の流れとまた別で、要対策土の健康への影響についての、お示しいただいた表について少し議論の前の確認ということなんですけれども、先ほどいくつか質問が出ましたが、土壌溶出量基準というものが示されておりますけれども、これは法律の土壌汚染対策法に基づく基準という理解でよろしいでしょうか。
澤田係長	土壌汚染対策法の基準ということでご理解いただければと思います。
富田副会長	例えば、町や或いは企業によってより厳しい基準を自主的に設けているという場合があるかと思っておりますけれども、JR 或いは御嵩町として、これ以外の厳しい基準を設けているということはありますでしょうか。
澤田係長	町独自でこれ以外の基準というのはございませんし、JR 東海からもこれ以上の基準でという説明を受けておりません。公共工事とかも、この基準でやられているものがございますので、どれだけ厳しくするのか、ということは町としてもありますし、JR 東海も沿線、この基準でやっていくということで進んでいるものだと認識しています。
富田副会長	ということだと、町としてはこの法律の基準に基づいて要対策土の判断をされるという理解でよろしいでしょうか。
澤田係長	排出者ではありませんので、この基準を超えたものは、当然、要対策土として何らかの対策が必要な土であるというのは認識していくこととなります。
富田副会長	分かりました。ありがとうございます。
三井会長	それでは次の議題、要対策土について、に移ります。事務局から各委員の皆様のご意見の事前展開があったかと存じます。それを踏まえて討議し、意見集約につなげていければと思いますのでよろしくお願ひいたします。なお、事前意見の中に杉本委員の資料も含まれておりましたが、本日ご欠席ということで、まず事務局からご紹介をお願いできればと思います。
田中参事	<p>はい。杉本委員ですが、今回も欠席ということで聞いております。先程お伝えしましたが、会長に資料を提示して読み上げて欲しいという申し出がありましたので、私が代わって読ませていただきたいと思います。お手元の資料ですが、綴りになっているところを目で追っていただきながらと思っております。最初、読み上げさせていただきます。</p> <p>※ 以降、代読内容</p> <p>【初めに、これまでの2回の審議会を欠席し、資料も出せずに失礼しました。3回目も体調不良で欠席させていただきますが、今回資料を二つ出しました。一つは、御嵩町の要対策土・健全土の処分に関わるマトリクス表で、これは議論を進める上で解決策を七つにパターン分けし、それぞれの抱える制約条件と可能性条件を記したものです。本来は2回目の審議会に出すものでしたが、高熱と痛みで不可能だったため、遅れての提出になりました。お許してください。元々これは審議会が始まる相当前に私案としてまとめ、それに従い可能性を探りながら JR 東海や岐阜県等に取材していたものです。これまでの審議会の議事録を読む限り、自由に意見を出し合うのは大歓迎ですが、できること、できないこと、可能性についての考察、JR 東海の説明に対するエビデンスを備えた批判、論評、提案、代替案が少なく、もう少し議論を整理し、深化させるべきであると考え、そのための材料として提示させていただきました。安全性とか自然保護とかジャンルを分けて議論しても、実現可能性やエビデンスを無視した主張と、そうでない主張がごちゃ混ぜで委員から提示されているのは、審議が前に進まないのではないかと危惧し、提示させていただきました。なお、代替案と</p>

いうと、すぐに候補地に限定してとらえる方もいるようですが、私の場合は JR 東海への新たな提案といった意味で使っております。だから埋め立てをやめて、処理施設に持っていくのも代替案の一つです。審議会の中には、ひょっとしたら代替案は町が考えればいいことだと考える方もおられるかもしれませんが、それは妥協も含め、より現実的でよい方策を考えることを放棄することであり、審議委員の責任と役割の放棄であると思います。マトリックス表の縦軸は対応パターンです。上から、町への持ち込みの全拒否から一番下の JR 東海提案の予定ラインまで、難易度の高い順から低い順に 7 パターンに分けました。横軸は候補地 A の民有地、候補地 B の町有地とし、それぞれ、候補地 A は仮置き場ですが、要対策土と健全土に分けました。×は受け入れ拒否、○は受け入れの容認、△は代替地への持ち込み、或いは工法による改良等による一部受入れを指します。2 枚目にはそれぞれのパターンの制約条件と可能性の条件を記述しました。二つ目の資料の要対策土の扱いについては、町職員の方にそのまま読み上げていただく通りです。いずれも自然由来の要対策土を含む環境基準不適合土の扱い、岐阜県の自然由来の汚染土壌を扱った手引きによると、基準不適合土としているものについて、現状とそれらを調査した結果、データをまとめたものです。参考引用文献を添えましたから、委員や JR 東海から確認できると思います。これを読んでいただければ、JR 東海ができないと言っているのが虚構であることがわかっていただけたと思います。】

ということで、資料に沿ってですが、杉本委員から、「御嵩町の要対策土・健全土処分に関わるマトリックス表」ということで、表で①～⑦までパターンを七つに分けて、最適解を検討するための材料ということで、ご提出がされております。先ほども説明ありましたが、①から⑦に向かって難易度の高い順から低い順となっております。裏面を見ていただきまして、それぞれの制約条件と可能性条件ということで、①と②の制約条件としまして、杉本委員としましては、そもそも A, B の候補地を提案したのが町であること、A について大方の用地を JR 東海が所有していること、JR 東海に法的瑕疵が存在しないこと、地権者が計画について了承の上、JR 東海に売却していること、を①の制約条件としております。③の A の健全土を△とした制約条件としては、代替地の容量が足りなくなった場合に、としております。④の可能性条件ということで、B の要対策土 22 万 m³、健全土 28 万 m³の埋め立ては、町民の財産である貴重な町有地の湿地破壊になること、B の要対策土 22 万 m³は浄化施設で処理できること、公共事業・民間事業で発生した汚染土壌の浄化処理は多数の実績があること、B の健全土 28 万 m³は自然度が低く、埋め立てても問題のないヤード近辺、或いは広大な A 候補地内の自然度の低いところ、ないしは設計変更により埋め立てが可能なこと、を可能性条件としております。⑤の B の健全土を△とした制約条件として、要対策土の発生量が極端に少なく、その分、健全土が膨大な量となり代替地または A で賄えなくなった場合に、としております。⑥の可能性条件として、想定外の事柄、先ほど私からありませんと答えましたが、そういったことが起きた場合、ということにされております。

続きまして、資料「要対策土の扱いについて」です。端折って説明をしてくれと言われておりますので読み上げます。

※ 以降、代読内容

【まず、処理施設で処理する方法について、ということで JR 東海は a. コストが高い、b. 処理施設の容量がない、c. 公共事業ですらしていない。皆埋め立て処分している、の 3 点を採用できない理由としていますが、それ

が正しいかを、以下検証します。

a. コストが高いということについてです。処理施設は、水処理や化学処理、選別・含水調整の上、セメント工場・埋立処分場への搬出処分等いろいろあります。2010年の土壌汚染対策法の改正で、環境省認定制度ができ、全国で汚染土壌の処理がごく普通になっています。コストは、私が業界へヒアリングしたところによると、1 m³あたり 15,000 円～30,000 円程度です。25,000 円を一応の目安としている業者が多いです。ただし、料金は相手次第で変わります。量は少なく、一度限りのスポット的なものは高いが、長期にわたり大量の処理が見込める場合は低額の料金で受けているというのがこの業界の特徴です。競争が激しく 10,000 円以下のケースも散見されます。料金の実例は資料の通りです。資料のケースでの汚染土壌はわずか 2 万 8 千 m³であり、御嵩で発生する 22 万 m³に比べてはるかに少ないです。量が増え、継続的になればもっと安く上げられる可能性をこの事例は示唆しています。

続きまして、b. 処理施設の容量がないということについてです。環境省の認定制度が発足してから、処理施設は全国各地にでき、群雄割拠の状態です。岐阜県近辺では、可児市や瀬戸市、名古屋市、滋賀県大津市などあちこちにあり、JR 東海の容量を満たす施設がないなどということはありません。現に北陸新幹線のトンネル工事から出た自然由来の汚染土壌は、滋賀県大津市にある商店に持ち込まれ、無害化処理されています。

続いて、c. 公共事業ですらしていない。皆埋め立てしているということについてです。公共事業で最近、無害化処理をした例として「東海環状自動車道海津地区」の事業があります。国土交通省によると、環境基準を超過した 44 万 m³の建設発生土について、他の処理事業も含め、160 億円を費やしているということです。

続きまして、JR 東海のいう要対策土による盛土について、ということですが、JR 東海は主に国交省・土木研究所のハンドブックと、それに伴う岐阜県の手引きをもとにしています。調査方法について手引きでは、「通常区間」と「重金属等濃集予測区間」に分け、前者は 5,000 m³ごと、後者が 1,000 m³ごとの調査を行うこととしています。JR 東海は通常区間と考え、それに上乗せし、環境に配慮したと御嵩町に説明しているが、実際には美濃帯のある御嵩町の区間は、「濃集区間」とされなければいけません。従って、最低 1,000 m³ごとの調査が必要であり、さらに町や住民の不安を鑑みれば、さらに上乗せ、例えば 500 m³ごとの調査が行われるべきです。国の定めたハンドブックは、盛土の有効利用が前提とされており、御嵩町の B 候補地で行う「土捨て場」を想定したものではありません。ハンドブックを読む限り、あくまでも有効利用を前提とした書きぶりになっていて、現にこれを採用した公共工事の事例を調べると、ことごとく工事現場内、工事用地内での盛土を採用しているようです。現に岐阜県の手引きで紹介している県内の工事事例 7 件をみると、それぞれ封じ込めや、吸着層、不溶化処理となっています。大半が道路工事に利用されているのであり、JR 東海のように、利用方法なしの土捨て場扱いは皆無です。このことから、今回の JR 東海の計画は極めて異例というか、異様です。国が定めた重要湿地である町有地にこのような異様な土捨て場を認めれば、御嵩町は全国の笑い物になることは間違いないでしょう。環境省の外郭団体である「一般社団法人 土壌環境センター」が、土対法の対象外となった対応事例と、適正利用に関する考え方をまとめ、学術発表しています。それによると、封じ込めと不要化の事例 22 件を調べたところ、10 件が、道路本体の盛土、6 件が道路用地内の盛土、道路用地内のトンネルが 2 件、緑地盛土が 1 件であり、いずれも有効利用されており、JR 東海の計画に該当する土捨て場は 3 件にとどまっていました。この結果をみても有効利用が前提

	<p>のもとであることがわかります。</p> <p>最後、結論です。これらの事例検討、汚染土壌処理業界の実績等から、JR 東海の計画である要対策土の盛土、土捨て場は極めて無謀で無茶な計画であることが分かります。土壌汚染処理施設での処理件数が徐々に増えており、JR 東海が公共事業で皆埋め立てとっているのは、土対法で処理施設が認定されてる以前の状況を基に唱えているだけです。現に、最近の中日本高速道路の工事をみると処理施設への持ち込みが相当多いのです。なお、JR 東海は計画の遮水シート方式について、耐久性を喧伝しているが、この技術の基礎は、廃棄物処分場の技術から借用したものです。管理型処分場についての研究者の層は日本では極めて薄く、現場でのゼネコン技術者による一部改良がありはすれ、画期的な技術開発をなされないまま、現在に至っています。遮水シートも同様であり、永久に耐えられるものは存在しません。処分場業界では、まずは危険なものはいれない、ということが鉄則になっています。ただ、今回 JR 東海が持ち込もうとしている要対策土の汚染土壌は、土壌環境基準の 1.1 倍～数倍程度であり、管理型の受入基準である環境基準の 30 倍まで OK とされているものと比べてかなり低いと思われることも事実であると申し添えます。参考引用文献は列記の通りです。】</p> <p>読み上げをお願いされたのは以上でございます。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。続きまして、ご参加の審議会の皆様、ご意見がございましたらお願いいたします。鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>今回、要対策土について意見を、ということではほぼ皆さんが意見を出していただいています。たまたま杉本委員はみえないということで、読み上げられたわけですけど、出席委員はどのようにすればよいですか。</p>
三井会長	<p>基本的には、（ご提出いただいたご意見に）書いてあるものに関して簡潔に、それぞれのご意見を述べていただく、もしくは追加があれば、そちらも簡潔にという形でご発言いただければと思います。皆さんすでに一読いただいていると思いますので。</p>
鈴木委員	<p>分かりました。重複しますので、細々説明するつもりはないんですけど、要対策土がどういうものなのかという話がまずあって、それから特に、2003 年の久々利川水系の新滝ヶ洞で魚が浮いた事件。これは、東海環状道路のトンネル残土を富士可児カントリー近くに 88 万 m³程度、当時はまだ自然由来の重金属は土対法に無かった。だから知らなかったものだからそのまま置いてしまった。そしたら、それ基本的に酸性土といわれるもので、雨が降って硫酸系の水になって、それが中に入っている重金属を解かして流れ出した。それで、池が真っ白になってしまったと。さらにその下の田んぼにも流れ出して大変な被害になった。慌てて相当なお金をかけて水処理施設を作ったんです。この水処理施設はずっと 10 年ぐらい稼働させていたが、きれいになるまでには時間がかかるということで、まだ本当は動かさなければいけないんですけど、地元の人がもう良いということで止めたそうなのですが、まだ実際は汚染された水が出続けている。つまり、自然由来は確かに基準値の数倍なんです。ちょっとしたものなんですけど、そうはいつでも結構、危険度は大きい。あまり軽く見てはいけないということは、まさにこの事例が示していると思います。あと、無害化処理が最近、進んでいまして、私の資料の中にも書いてあるんですけど、今 100 ヶ所以上あります。愛知県には 7 ヶ所、岐阜県は 1 ヶ所しかありません。多治見工区は可児市に持ってきますということで市長がコメントされてますので、それを無害化処理施設へ持っていくというのは普通の対応なのかなという気がしてます。そういう意味では、危険なものであるという</p>

	<p>こと。それから遮水シートにずっと封じ込めておいて無くなることはない。いつまでもあるということ。それから処理方法がないわけではないということから考えると、瑞浪市のように、海洋埋立ができる場所があるならそこへ持って行く、もしくは工場の処理として無害化する、もしくは、JR 東海そのものが、いわゆる無害化のプラントを作って処理するというのもあると思うのです。そうすればここだけじゃなくて他のものもできるのではないかと。確か吉田委員が経験された白鳥の現場は、現場でプラントを作ったんですよね。ですから、現場のところでプラント作って無害化処理するという事例もないわけではないので。そのまま埋めるというのは反対だということでもまとめさせていただきます。</p>
<p>三井会長</p>	<p>ありがとうございました。今、杉本委員と鈴木委員がおっしゃってくださったこと以外のことで、皆様からご意見ございますか。</p>
<p>富田副会長</p>	<p>私は、化学物質とか重金属に関しては、専門ではありませんので、その観点からはあまり詳しいことは言えないのですが、少し別の観点から意見を述べさせていただきたいと思えます。私の提出した資料をご覧いただければと思います。述べさせていただきたいのは、リスクコミュニケーションという部分がうまくいっていない、この事実に基づいて受け入れはすべきではないという意見です。そもそもリスクコミュニケーションとは何か、ということなのですが資料の裏面を見ていただくと、環境省の資料が引用されているところがございますが、この図のすぐ下のところを見ていただければと思います。リスクコミュニケーションとは化学物質による環境リスクに関する正確な情報を行政、事業者、国民、NGO 等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることである、ということで、つまり十分な情報を事業者と関連する自治体、ここでいうと町だけでなく、町民も周辺の住民も十分に理解して、それを議論した上で受け入れるという判断がされたかどうかというところ、これが今回の事例では成り立っていないと私は判断するということです。資料の表面に戻っていただいて、リスクがゼロにならない点について、と書かせてもらいましたが、先ほど町の資料でお示しいただいたように、環境基準がありまして、それを上回っているものに関しては、対策をして埋めるということが計画されているわけですが、そのやり方というものに関し、完全にリスクがゼロになるかということ、当然ゼロにはならない。リスクを十分に抑えることができるかもしれないけれども、ゼロにならない。つまり、リスクがゼロにならない以上は、ここでリスクコミュニケーションというものをきちっとしていくということが必要になると考えます。このリスクを地域の方が共有しているかどうかという点に関してなんですが、2. リスクの受容について、というところに書かせていただきましたように、いろんなフォーラムですとか勉強会のようなものがされてはきましたけれども、十分な情報が果たして提供されて、しかもそれに対して双方向の意見のやりとりができていない状態かということ、私が資料を読ませていただいた限りではそこまではできていないのではないかと。つまり、リスクコミュニケーションが不十分である状態で、地域の方がそのリスクを主体的に判断した上で、受け入れをしてもいい、という判断をしているとは考えられないんじゃないかと。実際に地域の方で不安に思っている方はまだまだたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういった点において何が問題かということで、3. 環境権について、と書かせていただきました。御嵩町環境基本条例という、非常にすばらしい条例があるのですが、ここには憲法にも書かれていない環境権というのがきちっと明示されていて、何人も良好で快適な環境を享受する権利を有すると明言されています。つまり、少しでも環境に対して不安に思っている方がいると、そのリスク</p>

	<p>のコミュニケーションが取れず、健康面、或いは自分の将来に対して不安に感じている方がいらっしやるとすれば、この環境権が十分享受されていない状態ではないかと思うのです。これがある限りは、御嵩町のこのすばらしい条例にうたっているこの原則を満たさない、ということでもありますし、地域の方の基本的な権利が尊重されていない状態とみなせますので、こういった観点からも私は受け入れるべきではないと考えます。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。その他、何かございますか。</p>
岡本委員	<p>富田先生、素晴らしいご意見ありがとうございます。資料を全部読み上げるのは時間の無駄ですので、特に検査方法の問題を指摘したいと思います。先ほど杉本委員から1日500㎡というご提案があったのですが、私も500㎡未満/日・回ということで、大筋その部分については、杉本委員に賛成です。ということで、今言われている1,000㎡~1,500㎡/日ということでは安心できるものではないと思っています。そういうことから、要対策土を置くことには賛成できません。検査方法をみますと、サンプリング数が5ヶ所、そして、その検体を混合して検査するというのが、なぜこういう方法をとるのか、やっぱり町民には理解が難しいです。検査精度を下げる方法をなぜわざわざとるのか、この説明が今までなされていません。そういったことから、試験頻度、それからサンプリング数、混合法、酸性雨対策、こういったものすべての根本的な見直しを求めたいと思っています。それから、要対策土置き場の問題ですけれども、鈴木委員からも意見がありましたように、私も無害化処理工場へ搬出するのが良いと考えています。別途どこか(埋め立て地など)へ持って行く、どこか(他の地域)に置く、という考えもあるかと思えますけれども、やはり他所へ持って行くというのも、これは妙なことですから、やはり今、可能な最善の方法は、無害化処理だと思えますので、適する工場に搬出して、工場からいけば搬入ですが、そうするのが良いと思います。それから、私はこれまで発生土を置くという行為を、一回性の行為だと言ってきたのですが、なかなかこれ理解してもらっていないので、少しくどくどと書いたのですが、二次使用が不可能、しかも用途的に発展性がない。こういったことから一回性だと言っているわけです。ぜひ有害土を置くということはやめたいと思います。それから、遮水シートの問題は皆さん述べられていると思えますけれども、これは根底的な対策はまだ出てきていないということです。以上のような理由で、重要湿地があるわけですから、ここに要対策土を置くというのは、様々な面から不相当と考えます。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。それ以外はございますか。</p>
佐賀委員	<p>一つ記事を紹介させていただきたいと思います。日付を忘れてしまったのですが、和歌山県の新宮市、国道168号線仮称2号トンネル、要対策土が出たおかげで、建設費70億円が処理費を含めると270億円に膨らむという事案になり、工事そのものを打ち切る、もしくは一時中断か分かりませんが、要対策土というのは、それぐらいのインパクトがあるということだけお伝えしたいと思います。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。</p>
小栗委員	<p>杉本委員の今のレポートを読んでいて、よく調べられておるんだと感心したところなんですけど、この内容を読んでいると、要対策土を処理する能力はまだ十分余力があるようなんですね。皆さん、そういう印象を持たれませんでしたか。JR東海は、今までの説明で、(美佐野工区からの発生土量を)とても処理する能力はない、ということをおフォーラムでも言ってきましたけど、別の方が調査すれば十分あるということが、今初めてこれを目にしまして。であれば、あのような時限爆弾を候補地Bに置く必要はない</p>

	のではと思うのです。
三井会長	ありがとうございます。その他よろしいですか。
能登委員	これは要対策土の危険性とか対応ということでもなくとも、候補地Bのところ、要対策土を置くことに対する意見でもよろしいですね。町は、リニア中央新幹線工事は民間企業、JR東海の事業だが、国策で、岐阜県も期成同盟会に入っているから残土受け入れに重心を置く、とのお考えだということは分かります。しかし、近年の地球温暖化による異常気象では、間伐、豪雨、海面上昇が大きい、住んでいた土地を追われる気候難民と呼ばれる人々が増えています。そうした気候難民、災害避難民を増やさないためにも日々の生活の中での温暖化防止対策として、二酸化炭素を吸収して酸素をつくり出してくれる自然を守り、豊かな森林づくりの努力が求められていると思います。御嵩町は、御嵩町総合計画一次から五次までの基本構想が作られています。その基本構想の中に、「自然と共生し、歴史・文化を未来に引き継ぐ里山のまち 御嵩町」、「御嵩の里山・森林と触れ合おう」、「貴重な生き物のことをみんなで知ろう」、「環境を誇りとするまち」、「緑と水を守り育てる」、「環境にやさしいまちを実現する」とあります。また、2023年2月5日の湿地勉強会で、環境省がくださった資料の中に、重要湿地とOECMについても30by30ロードマップには、2021年のG-7サミットは2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブや、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30の目標に取り組むことを約束。国内の30by30目標達成に向けて、COP15に先立ち、30by30ロードマップを策定。次期生物多様性国家戦略、年度内閣議決定、30by30目標を組み込み。とあります。美佐野重要湿地を残土で埋め立てることは、上記の御嵩町総合計画、一次から五次までの目標と、世界との約束である国家戦略との真逆の行為をしようとしていることではないかと私は思って、あの土地に要対策土の埋め立ては反対したいと思います。
三井会長	ありがとうございます。その他何かございますか。
吉田委員	前提条件なんですが、重金属を含む要対策土を埋めるということについては反対、というご意見が多いですけども、その要対策土というのは、今まで説明があったような、土対法の基準値を超えるものについては要対策土として、それ以下のものは、まだ結論出てないんですけども、仮にAとかBとかに埋めるというのは、許容するという話でよろしいのかというのを、この委員会の中で、しっかり決めておかないといけないのかなと思っていますのんですけども、いかがでしょうか。
三井会長	ありがとうございます。まず、本日は要対策土とされるものに関して、ということで、要対策土ではないと判断されるものに関しては、次回以降ということで、それを受け入れるかどうか、というのは本日判断しません。ただ、要対策土に関しては本日判断するというので、今の話でよろしいですか。
吉田委員	要対策土というのは、土対法の基準値以上のものなのか、というのを決めたいとは思っています。
三井会長	もう1点、私から吉田委員にお伺いしたいのが、要対策土となるのか、ならないのか、というところの検査に関し、皆さん疑問がかなりあるようです。そこから疑い始めると、ということがあるので、少し吉田委員から専門性に沿って、その辺り、ご説明を補強いただけると。なるべく分かりやすいようにお願いします。
吉田委員	まず、私の意見を簡単に説明したいんですけども、資料の1は飛ばしまして、資料の2から説明させていただきますが、検査体制につきましては、岐阜県が5,000㎡に1回ということで規定されてまして、要対策土が

出るような場所等については細かくやるか、そのまま 5,000 m²で 1 回ずつやっていくかというのは、ケースバイケースということなんですけども。そういう意味で JR 東海の 1,500 m²に 1 回というのは岐阜県よりも厳しい基準で、私は逆に、岐阜県の基準より厳しくやられているので、いいことだなという意見です。岐阜県はこれまで何回もトンネル工事を行っていて、その都度委員会を開いていて、その中で対応しながら、工事を進めていて、私が岐阜県の委員会の議事録を読んだ限りでは何か重金属が悪さをしたという事象は確認できませんでした。また、直接、岐阜県の担当者にも質問しましたが、残土の重金属でトラブルになったということは聞いたことがないという意見でした。そのため、この検査回数に関して町長から岐阜県知事に意見を申しても、何も岐阜県からは得られないのかなと。県の検査体制よりも厳しいことをやっているものに対してその検査回数を否定するということは、岐阜県を否定するということになり、あまり得策ではないと考えます。

なので、検査の方法、回数については特に意見ないのですけれども、検査の精度については意見をしたいと思っております。それが 1 枚目資料の 3 で、検査をするポイントということで書かせていただきました。

一つ目が、地層境界、境界が変わった時に 1 回新規に検査する。二つ目が破碎帯、変質帯のところ。こういったものが出たら検査すると書かせていただきました。地層境界は、地層が変われば、当然土が変わりますので、要対策土が出る出ないにかかわらず、絶対に最初にやっておいた方がいいということです。その地層が、重金属が出るかもしれないので、出てきた最初にやるということです。次に、破碎帯、変質帯というのは、例えば、破碎帯は地層のずれが起きたところであり、ずれが起きると、岩が粉々になるので、そこに熱水帯とか、水が通りやすくなります。熱水が通りやすくなると、そこに重金属がたまりやすいということになります。なので、そういったものが掘削断面に出れば、その場所で溶出量試験を行った方がよいということです。これも自然由来の重金属マニュアルに書かれています。岐阜県の委員会でも、こういったところは確実にやりなさい、と記載されているポイントです。

最後、三つ目なんですけども、これが私の個人的な意見なんですけども、同じ層でも、変色していたり、周りより脆弱なものについては、そこを重点的に検査したほうがよいというものになります。

一旦、最初の資料 3 の 1・2 の説明をしたいので、私の資料の最後のページに写真が 2 枚あると思います。下の写真が地層の境界面の写真なんですけども、これ見ると、素人目にも境界が現れたのが分かると思います。下の方は土で、上の方が多分、岩質に近いものだと思うんですけども、このような境界が出たときに、新たに出てきた境界の方を優先的に検査するというのが一つ目の考え方です。

上の写真は、これは断層帯の写真なんですけども、手前のほうから掘っていくと、断層帯が現れて、写真でいうと左側に、また別の層帯が出てくる、というものです。これも写真で見ると、普通の人が見ても、ちょっと岩質が違うということが分かると思います。なので、こういったものが見分けつくか、つかないか、というと、層自体は普通の人でも見分けがつくものなので、こういったものが出たときには、この層を重点的に検査するということが岐阜県でもいわれてますし、普通のトンネル工事では溶出量試験がされているのだと思います。なので、一つの層の中で、ここに重金属が多く含まれてるか、含まれてないか、というのは、なかなか区別がつかないんですけども、危険な場所なのかどうか、新しい層が出てきたのか、という判断はそんなに難しくありません。JR 東海が見た目で重金属が含まれているかどうかは分からない、という意見はある意味、正解な

	<p>のですけども、絶対に溶出量試験を行わないといけない場所というのは、見た目ですぐ分かるというのが私の意見です。</p> <p>最後に説明しました、同じ層でも変色していたり、より脆弱な部分を検査したほうがいい、という意見なんですけども、これは、資料の最後「※2」というところに詳細を記載しております。「新東名高速道路建設における重金属含有土の掘削土の粒径と溶出量の関係に着目した新たな分別方法」という、立松氏が書かれた論文があります。これはインターネットにも公開されてる論文なので、また見ていただければと思いますが、この論文では、新東名でトンネルを掘っていた時に、ヒ素がいっぱい出てくるということで、岩塊の粒径の違いでどれくらい溶出量が違うかを試験した結果が記載されています。溶出量試験は試料を2mm以下にして試験しないといけないので、発破した後の石を、粒径が10cm以上のものと、10cm以下のものに区別しております。10cm以上のものは、砕いて2mm以下にして溶出量検査し、10cm未満のものは、手で触れば砕けるぐらい脆弱でしたので、そのまま2mm以下にして試験をしたということなんですけども、これを行ったところ、同じくヒ素が出る岩質のトンネルの中でも、10cm以上のものは全くヒ素が出なかった。ただ、もともと発破で粉々になって2mm以下であったものを溶出量試験すると、ヒ素が大量に検出された、という結果が出ておりました。この時、中日本高速道路では、ヒ素が出るトンネル岩塊の処分方法について、大分頭を悩ましておまして、この結果から10cm以上の岩塊は、そのまま健全土として出す、という方法をとって費用を削減したようです。逆に言えば、もともと、今回JR東海の行う検査につきましては、同じようにヒ素が出るという予測がありますのでサンプルで5ヶ所取るところにつきましては、初めから粉々に砕けて2mm以下のものをサンプルとして取っていただければ、精度が高く出るのかなと思っております。</p> <p>長々と説明しましたがどうもありがとうございました。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。多分、皆様でもご説明の意図がお分かりになったと思うのですが、検査方法自体は多分JR東海の方法で問題がないと思われ、新しくトンネルを掘るときに、明らかに同じ状況で常に5ヶ所測っていくという形で実施し、違う物質の新しい断層になった場合は、必ずまた重複して、定期的なものではないところにプラスアルファして検査をする。</p> <p>もう一つが、かなり細かくした上で検査をした方がいいというご意見だったと、素人ながらに承ったんですが。検査体制自体、今回の場合、要対策土か、健全土なのかの判断のときに、検査方法自体は非常に重要になってくる。その検査方法に関しては、今、吉田委員から出たご意見をきちんと付した上で要対策土の判断をしていただくための検査をするというご理解、よろしかったでしょうか。</p> <p>本日は、健全土をどうするか、という話ではなく、要対策土だと認められたものに関しては、まずどうしますか、というときに検査方法自体はそんな形で検査をして、要対策土を判断するというお話です。そこに関してはよろしかったでしょうか。</p>
小栗委員	<p>私、40年間、医薬品会社にいたものだから、土木の現場はよく分からないのですが、ヤード内に、1,000m³~1,500m³の土砂ピットが三つあるんですよね。ここに掘削土を積み上げていくのですが、全部均等にあれば、5ヶ所のサンプリングしたところで、大体同じようなデータが出ると思うんですが、トラックで運んできて下に置いたときに、要対策土が下の方に重なって、上のところに健全土が出てきた場合に、その上の方で5ヶ所サンプリングしたらこれは判定として健全土になりませんか。だから、JR</p>

	東海には、サンプリングを3層に分けて、ピッキングをやらせてもらえませんか、ということをおっしゃるんですが、現場では実際どうなんですか。
吉田委員	ですので、新しい層の岩石が出てきたならば、その岩石から優先して（サンプリングを）取るということです。
小栗委員	良心的な業者はそう思うのだけど、本当にやるんだろうか。
吉田委員	おっしゃる通りで、人間のやることなので、どのようにやってもゼロ（要対策土の判定が出ないよう）にすることは、やろうと思えば絶対できます。このようにやります、と言っておいてどこか違う場所から土を持ってきたり、やろうと思えば何でもできてしまう。だから、（サンプリングの箇所数を）多くすればいいというわけではないと思うんです。結局は、一つの層で1回検査して重金属が出ていなければ基本的にはそのあとも重金属は出ないから、5,000 m ³ に1回でいいというのが岐阜県のルールなんです。ただ、要対策土が出る可能性のある場所は、それでは困るので250 m ³ ぐらいに1回試験しておきましょう、というのを委員会で判断して行われているということです。
小栗委員	JR 東海は、県の施設かどこかに試験を委託して、検査サンプリング担当者がヤードに来て、それで5ヶ所からサンプリングをするというのが、その辺、うまく連絡が取りあえているのかどうか。
吉田委員	それで私もJR 東海に質問を出させてもらったんですけど、一応 JR 東海からは、破碎帯、変質帯、岩質の変わり目が出現した場合には、発破ごとに検査し、精度を上げていきます、という回答はしてくれてるんですが、もう一つの質問、破碎帯、変質帯、岩質の変わり目が含まれてた土を優先的に採取されますか、という質問への回答については、何とも言わない回答がされていて、あと最後に私が提案した元々2 mm以下のものを優先的に検査をやらせてもらえますかという質問にも、濁した回答をされているので、そういったものをこちらから提案していけばいいのかなと思ってるんです。 あと業者とか発注者の考えからしますと、こういった怪しい土をどんどん埋めていくということになると、後で要対策土の基準を超えた水が出たとか、土を誰かが取ってきて測ったら基準値を超えていましたとなったときに、すでに盛土された土は全部信用ならなくなるので、そうなったら土対法でいう盛土を30m四方にメッシュを切って、その区画全箇所をボーリングして、それを検査して、結果が駄目だった区画は、そこを掘り出して、要対策土として処分しないとイケなくなるんですね。その費用を誰がみるのか、ということになった場合に、そんなことは基本的には誰もやりたくないの、しっかりやると思います。ただし、まじめにやっても絶対はないので、精度を高くしていくという提案をする必要はあると私は思っております。
三井会長	ありがとうございました。
鈴木委員	細かい初めから2 mmの岩と、大きなものが出てそれを砕いて2 mmにするというお話ですが、それぞれ何が違うのか、なぜそういう可能性があるのかももう少し教えてください。
吉田委員	先程は説明を端折ってしまったんですけども、小さくなればなるほど表面積が増えるということは多分わかると思います。硬い岩塊というのは、2 mm以下にしても固いままなんです。溶出量試験の時はそれを水に入れて攪拌させるのですが、それ以上細かくならないので、溶出する量が少ない。2 mm以下のものは、発破の時点で粉々になるものなので、そもそもそこに熱水とかが入った可能性があったり、水が入った可能性があるということで重金属が凝縮されてる可能性がある。あと、やわらかいので2 mm以下のものがまた水で攪拌した時に粉々になってさらに小さくなって、表面

	積が増える。なので（溶出試験の結果に）出やすいということです。
瀬瀬委員	先ほど会長が言われたように、今日は要対策土と判定されたものの安全性ということで理解よろしいでしょうか。話がいろいろ飛びますと、本当に議論すべきことができませんので、先ほども会長が言われたように、今日は要対策土として判定されたものについてどうかということで、私どもも資料を出させていただいたわけですが、そういう議論を一つ一つ片付けていった方がいいと思いますが、そういうことでよろしいですか。
三井会長	はい。ただ、とても大事なことが、要対策土と認定される検査というのは重要になってくる。つまり、要対策土となったものをどうしますか、という話なんですけど、健全土の中に要対策土がもし混ざっていると、そこに関しては非常に困ってしまう。ですから、吉田委員にご提案いただいたのが、その検査に関して、少しプラスアルファの検査を実施することで、確実に出てきた発生土のうち、要対策土と健全土を分けていきましょう、その上で要対策土と判定されたものに関してはどうしましょうか、という議論で進んでいるということです。
瀬瀬委員	むしろ健全土については、健全土と本当に判定できるかというところで、安全性というところが問題なのかな、と思いますので、先ほど会長言われましたので、その通りだなと私聞いておりましたので、それでちょっと発言させていただきました。 まず、杉本委員の関係で、含有量が少ないという点につきましては、小栗委員や鈴木委員が言われたように、それぞれの体調とかいろんなものがありまして、体に残る量、摂取量から代謝と排出量を引いて、体に残った量がどうなのかが問題になろうかと思えますし、二次的に介する、つまり食物を介してどうかということになりますと、農地被害ということで、土壌中のカドミウム含量が低くても、高濃度の汚染米が出現しやすいというようなこともございますので、含有量が少ないからいいということは、100%理解はできないと思います。 それから先ほどの議論の中で、持ち出しという話がございまして、私の資料をお配りしておりますが、ここに、これまで JR 東海が説明してきたことを載せさせていただきましたが、基本的に産廃として処理するというようなことも書いてございますし、例えば、令和 3 年 7 月 10 日に次月、美佐野の地元説明会において JR 東海は、理解が得られない場合は持ち出すということを担当部長の梅村部長と荒井課長が同席のもと、赤上副長が言われ、上司の 2 人は黙って補足説明しないということでありましたし、7 月 20 日に、町長に説明をしておりますが、その時に説明会での質問は想定範囲内だというような説明をされておりますので、持ち出しということは想定範囲内と私どもとらえておるわけでありまして、その他いろいろ書いてありますが、持ち出しについては、なんら問題ないと思います。産廃処分場の処分であれば、残余年数は 17.4 年間残っておるということで、全くないというわけではないということでありまして。 私の資料につきましては、初めてお聞きする方もお見えになるだろうということで、少し細かく書かせていただいております。特に 90 万 m ³ といわれておりますが、実際に御嵩町の行政区域内から出る量というのは、90 万 m ³ のうち 50 万 m ³ だということなんです。これでどうこう言うつもりはありませんが、事実はどうですということ。そして、キーワードとしては、要対策土は未来永劫に汚染対策が必要な土壌ということ、半減期はないということです。それから、安全性というのは、二重遮水シート封じ込め工法は要対策土を未来永劫に封じ込めることができるかという視点で、判断をしたということ。要対策土については先ほど言いましたように、JR 東海は地元の理解がなければ持ち出すということで、地元の美佐

	<p>野、次月は、要対策土については、搬出してください、ということです。旧上之郷村の16自治会につきましても、要対策土につきましてもは危険な残土ということで、持ち出してくださいという決議を行っておるということです。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。今のお話に関連してなんですけれども、前回、少し町長のお話の中にもあったと思うんですが、町として候補地に関しての約束をされた時点で、要対策土に関しての状況がどうなっているか、もう一度確認というか皆様にご説明いただけると、今の瀬瀬委員のお話も含めていいのかと思いますが。</p>
田中参事	<p>はい。お手元にお持ちでしたら、前回の第2回審議会の中で、御嵩町が作ってお配りしました、「リニア中央新幹線事業と御嵩町置き場計画の背景」といった資料、町長が説明したときのものですが、お持ちの方は見ていただければと思います。</p> <p>置き場計画の背景として表にまとめたものがございます。それを見ていただきますと、平成25年、候補地Bの情報提供を御嵩町からしております、ここに「要対策土の認識なし」としてあります。また、平成27年10月ですが、「地権者組合と面談し、発生土を活用した平場造成に賛同の旨を確認して、候補地Aを御嵩町から情報提供した」ということの記載があるかと思えます。順番に振り返りますと、先ほど冒頭で62ヶ所といった話もあったかと思うのですが、まさしくそのことでして、まず、県を経由してJR東海から、平成24年にリニア発生土を有効活用するための候補地としての情報提供の依頼がありました。町は、平成25年に候補地Bを情報提供しまして、平成27年に候補地Aを発生土の有効活用を目指した候補地として、JR東海に情報提供したものでございます。JR東海は、この以降になるんですけれども、候補地Aに、要対策土も含めたすべての発生土をおさめる計画で進めており、候補地Bの話は無かったのですが、JR東海、候補地の地権者組合との協議の結果、一部反対者のことがありまして計画が縮小されて、搬入できる土量が減ることになったために、平成29年～30年、JR東海から町有地である候補地Bにも搬入したい申し出というのがありまして、その中では、要対策土をすべて町有地に搬入したいという申し出がありました。以降、町はJR東海に対して要対策土を持ち出せるところがあるなら持ち出して欲しいと伝えてはきましたが、なかなかそういうところが難しいということもあって、令和3年、前町長が、消極的な賛成という形で、要対策土の受け入れ前提による協議を開始したということでありまして、要対策土については、平成30年に御嵩町は、要対策土を候補地Bへ全量、という申し出があり認識したということで、最初の段階では要対策土との話はなく、認識がなかったというのが過去の経緯の事実だということです。</p>
三井会長	<p>ありがとうございます。今のお話はかなり重要になってきてまして、候補地AとBを町から（候補地として）出すというところをお話しされているのは、これは間違いないことなんですけれども、その時に、要対策土が含まれているという前提でこの話は来ていないということも論点の一つとして重要な点なのでご説明の方を追加いただきました。</p> <p>それ以外に何か皆様の方からございますか。田中委員お願いいたします。</p>
田中委員	<p>僕の意見も資料に書いてある通り、要対策土に対しては、受け入れしないほうがよいのでは。無害化すれば別に問題ないとも思うのですが。ただ、素人感覚で、トンネルから出てきて、仕分けをするときの置き場所として、要対策土をどこかに置かれなければいけないのでは、それが候補地Aの今のJR東海の土地に置いて、それはそれで一旦そこで検査をするの</p>

	か、そこで見極めるのか分からないですが、そうでないと、後でまたそれも駄目となると、またそこで揉めるのではないかと疑問に思いました。
鈴木委員	JR 東海の回答書の別紙資料を見ると分かるのですが、ヤード内に左右に3つずつのピットを作ると書いてある。瑞浪側に掘るものが3個、可児側に掘るもので3個、美佐野から左右にトンネルを掘るので計6個なんです。その3個というのが、今日掘った土、検査待ちをしてる土、最後は白黒（要対策土判定）が分かった土なんです。白黒が分かった時点で、ここで要対策土であれば、極端に言えばここから持ち出しちゃえば、当然置く必要はない。ただ、すぐ持ち出せるかというのはそれぞれの時なので。どこかに置きたいと言うのか、もしくは、このまま持ち出せると言うのか、それはそうなのですが、一応考え方としては、この三つのサイクルで常にまわしていこうというのが、現場の掘り方、今やってる JR 東海の方法のようです。
三井会長	今のお話ですと、一時的にはそれが、今日判定したからすぐ明日持ち出せるかどうかというところは、一旦また別の話だと思うのですが、検査をする時点では、どうしても候補地 A であるのかはともかくとして、出したところで一旦、検査体制を取らないと、これは健全土か要対策土なのか分からないというところではご了承いただけますか。いつ持ち出すか、という話はまたこれからの話になると。よろしいでしょうか。
能登委員	遮水シートの不安はどうしたらいいですか。
三井会長	<p>今から少し整理をさせていただきつつ、まず1点目としましては、JR 東海が要対策土か健全土かを検査するというところの検査方法自体に関しては、一定程度しっかりとされているという吉田委員からもご意見ありました。ただし、今回に関してはトンネルということで、そこに関してのプラスアルファの部分は、予防し、これまで例えば NEXCO 中日本がされているような手法を取り入れていただく、という要望は必要なのかなと。つまり、はっきりと要対策土というところが認められた、という部分に関しての議論だということで、まず1点目お願いします。</p> <p>2点目なんですけれども、先ほど田中参事からご説明がありましたように、一旦、町としては、この候補地 A、B という情報提供する時点で、要対策土に関する認識はなかったということで、候補地 A と B の情報提供をしているというところが2点目にあると思われま。</p> <p>あと、もちろん要対策土に関しての安全性ということは、皆さんおっしゃられると思うのですが、要対策土に対してどれだけ安全だとおっしゃられても、それを封じ込める対策がどれだけ安全かとおっしゃられても、皆さんが感じられる不安というのは払拭されない、というのが今日どなたもおっしゃられたことではないのかなと思われま。</p> <p>もう1点、途中でも議論が出たのですが、他市の事例をみますと、実際に外に出しているという事例がある。要対策土に関しては、各市町では受け入れずに他に持ち出しているという事例がある限り、御嵩町として、要対策土に限っては、受け入れるというところに関しては、かなり受け入れがたい、ということになるのではないかなと。</p> <p>つまり、以上、三つというのは、1点目、どれだけ安全だと言われても、住民のそこへの不安感が払拭できない。これは皆さんにとってもとても大事なことですし、これから先ずっと封じ込めたとしても、そこへの不安というのが払拭できないというのは、とても大事なことだと思うんです。2点目、当初の約束では、その話（要対策土に関する話）は全くなかった。そして3番目が、他市の事例を見ると、少なくとも受け入れないというところを強く言った市に関しては、他に持ち出そうという議論が進んでいる。</p>

	<p>以上の3点から、御嵩町としても、要対策土については、他市と同じように、処理施設や海洋埋め立て等による処理を求めるということで、協議方針とさせていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(委員賛同)</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。ただ、先ほど吉田委員からの検査に関する方法に関しては、JR東海に改めてご要望するということも付しておほしいたいと思います。それでは、今日は、皆様、結論を出したいと思っていたところに関して、いろいろなご意見とご協力いただきありがとうございました。</p> <p>続きまして、第3回目の結論は出たというところで、第4回目の審議会のテーマに移りたいと思います。予定通り、次回は盛土の安全性についてテーマということになっておりましたがよろしいでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>前回、まず要対策土をやって、次に盛土、その次に重要湿地の関係、ということで本日、要対策土については一つの方向が出たということで次、盛土の話になってくるのですが、たまたま杉本委員から同じような表が出てたのですが、1月14日が盛土の会議になります。それから2週間で、次は重要湿地ということで、ものすごくピッチが早くなるので、そこに向けて、この正月のうちに頭を整理しておくのがいいということで、論点を深めるための資料ということで、ケース分けした資料を作りました。ケース1は、候補地Aには、健全土を入れ工事ヤードの残土を入れ、要対策土の仮置き場を作る、という今のJRの申し出。候補地Bについては、要対策土22万㎡を遮水シートで封じ込め、その上に健全土28万㎡乗せるという計画。今日の話で、要対策土は難しいということでケース2になってきたと思う。町長がおっしゃるのが一番下のケース5のすべて駄目ということになると思います。その間に、どんな考え方、どんなパターンがあるのかという頭の整理をするためだけの資料ということ。どれが良いという選択肢にするものではありません。こういうことを考えると、こういう問題がある、こういう方法もある、ということ整理したというものです。これは要対策土と盛土だけの話なのですが、最後に重要湿地という問題が、今度は全体の湿地についてどう考えるのかという話の流れになってくると思います。ということで、頭の整理の資料として作りましたので、参考にさせていただければということでございます。以上です。</p>
三井会長	<p>ありがとうございました。次の議論において非常に有益な資料を作成いただき、ありがとうございます。こちらも、やはりあらかじめ皆様からご意見をいただくような形にさせていただいた方が、本日のように議論がスムーズに進むかと思ひます。ちょうど杉本委員の資料も非常に有益なんですけれども、鈴木委員からも整理をしていただいて、今回ケース1というのはもう無くなった形になると思うのですが、皆様からも、いろいろな観点あると思うのですが、ここに必ずしも当てはめるわけではなく、こういった形での整理をしつつ、どの辺りに対して残土を実際受け入れられるのか、ということも踏まえ、残土に関しての安全性と残土を実際に受入れるかどうか、ということに関しての議論、ご意見を、皆様お休みのときにお考へいただき、少し余裕がある1月8日までに事務局までご提出ください。もう一つが、先ほどから申し上げているように、2月に関しては2回連続であるというところで2週間ごとのスケジュールで進んでいきますので、3月は候補日というところで、出来れば2月中に結論ができるのであれば、と考へておりますので、そこも踏まえながら整理したお話の意見を1月8日までに町にいただければと思います。よろしいでしょうか。</p>

瀬瀬委員	言葉について確認したいことがございます。要対策土の一時保管や仮置き、という言葉がありますが、これについて、JR 東海は上手に使い分けてしまいますので、仮置きと一時保管の言葉の定義を整理・確認しておく必要があると思います。
澤田係長	これまでの切り分けみていきますと、瑞浪市とかは、借地期限を定めて、いつまでは要対策土を置かせてもらう、という話です。今回の御嵩町の話は、一時置きという表現だったと思うのですが、候補地 B にすぐ運ぶためのものということでした。次があるのか、そうではないのか、というのが一時置き、仮置きの違いという整理かなと思います。
瀬瀬委員	「上之郷地区リニアトンネル残土を考える会」を含む地元としては、危険なものは速やかに出してくれというのが基本的な考え方です。2 年も 3 年も置いておくという、そういう思いはございません。やむなく、検査して他所に持ち出すために期間が必要ということであれば、説明はできますが、そうでないケースは理解できません。
澤田係長	分かりました。
三井会長	今の話は、本日まではその話はなかったと思うのです。要対策土を他市のように持ち出すというお話がなかったので、確認する必要がなかったのですが、今回のように持ち出すという場合、もしくはどこかで処理する、一旦判断した後に持ち出すという作業工程、そちらに関して、JR 東海にご確認いただいてご説明いただければ、これは私たちがきちんとした説明を伺って納得いただければいいのかなと思います。審議会の中で議論すべきことではなく、JR 東海からきちんと言明いただく、という手順でよろしいかと思いますが。
瀬瀬委員	量も含めて聞いていただきたいと思いますが。運び出すために、どれだけの量をそこに一時保管したいかということ。
三井会長	今のご説明は、検査をして、一部が要対策土だったとなっても、例えばなんですが、トラック 1 台分たまらないと外には出さない、などそういったことがあるのか、というような意味だと思われます。
澤田係長	基本的に要対策土なのか健全土なのか、検査の方法の議論はあると思うのですが、その検査がされて、一時的には置く必要が両方（健全土と要対策土）共に、当然でてくると思います。要対策土については、どのような方法がとれるのか、その方法によっては、どのぐらいの期間、どれだけの量を置いておく必要がでてくるのか、という検証を JR 東海に求める、ということが必要だと。
鈴木委員	少し違うな。
山田課長	簡単に言いますと、1 日分の掘り出す量と、要対策土が持ち出せる量の差というお話ですかね。それがどれだけ溜まっていくのかということでしょうか。
鈴木委員	もともと仮置き場の話はいつでしたか。第 3 回フォーラムでしたか。確かフォーラムでも出てますよね。一時置きは置き場 A に作るという話でしたよね。つまり、置き場 B まで距離があるので、一時的に置き場 A に置いて、それから置き場 B に持っていくという意味の一時置きだった。今回、もし要対策土を置き場 B に置かないとなると全体が狂ってきちゃうので、仮置きなのか一時置きなのかというのも、前提が変わってしまっているため、今それをあまり言っても仕方がない話になってしまった。そういう意味では、JR 東海に対し、要対策土を置き場 B へ入れることはできないという話をするとところから始まることになると思うのですが。ですから、次回やるのか、次々回やるのか、その辺はまた調整していただければと思いますけど。
小栗委員	いずれにせよ、どういうスタイルで置くのか、第 3 回フォーラムで粗々

	<p>説明していただきました。下はアスファルト、その上に要対策土を置いて、ビニールシートを被せるという。だけど、アスファルトにしても、透水性のアスファルトもあるのだから、もう少しそこはしっかり安心できる方法で仮置きするのか、やり方をまた説明してください、と JR 東海にお願いしていただけますか。</p>
三井会長	<p>まず一旦、JR 東海にご説明を求めまして、また吉田委員にご活躍いただくということで。つまり、それが客観的にみて本当に安全かどうかというのは専門家の視点からも、もちろん吉田委員一人にお任せしてるというわけではないんですけれども、いろいろご確認いただいて、こちらから要望するというよりは、JR 東海の取られてる対策が安全性に問題があるようなことをされないと思われるので、一旦まず JR 東海に、今回の結論を申し上げた上で、候補地 B にそのあと持っていくということは、今回、審議会としてはなかなか難しいという結論になりました。ではそのあと、その仕分け作業も含めて、どういった過程で、外に持ち出すのか、また、持ち出すというの、今日こちらが一方的に決めただけですので、いろいろな選択肢がおりになるかと思うので、そのあたり改めてのご説明を次回に間に合うことを目指し、今回は 1 ヶ月程度、時間がありますので、年末年始挟んで大変恐縮なんですけどそちらを JR 東海にご要望いただくということでいかがでしょうか。</p>
大畑委員	<p>前回、休んだこともあって、今後の進め方で確認させてください。次々回は重要湿地、自然環境の問題とかサシバなどを含めてのトータルの話でいいですよ。自然関係、重要湿地に関しても、今回のように皆さんに事前に意見を書いていただくという形で良いのか。意見を書くにあたって何か事前に情報の提供をしたほうがよいのか。必要であれば、あらかじめ準備をしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
三井会長	<p>もし次々回の環境に関する話に入る前に、あらかじめ必要な情報提供をいただいた方がいって判断される資料等がございましたら、同じく 1 月 8 日までに提出いただきまして、プラスアルファのご説明が必要であればこちらから、もしくはご自身から追加でご説明いただくと次の時までの準備として意見整理にとっても有益になるのかなと思いますのでいかがでしょうか。</p>
大畑委員	<p>お願いします。あと JR 東海がどこまで調査をしているのか。例えば、サシバでいえば飛翔図など、普通は当然やっているのですが、何も出てない。それを審議会から出してと依頼して、それについてまた僕らが専門的意見を言って、とやっていると時間がかかってしまう。出してもらえるかどうかは分かりませんが、JR 東海がやっている希少生物などのデータをどの程度出してもらえるのかというのが少し気になっています。</p>
三井会長	<p>では追加で、今から新たに JR 東海が 1 ヶ月の間に（調査などを）されるということはないと推察されます。ですから、すでにしていらっしゃる検査や、いろいろなことに関しての情報提供、もしかするとフォーラム等でいただいた資料と重複する部分もあるかと思いますが、今回、審議会として改めて、自然環境に関する調査結果等がございましたら提供いただくということでいかがでしょうか。同じく、委員の皆様も、どちらも次回までにご準備いただけると、次々回の話に入っていくための前提条件として、皆様のお手元に資料があれば、またもしくは追加でご説明等がその場でできると思いますので、円滑な審議のためにご協力いただければと思います。よろしいでしょうか。それ以外に何か追加がございますか。それではこれで第 3 回御嵩町リニア発生土置き場計画審議会の議事を終了いたします。進行のほうお戻します。</p>

澤田係長	<p>では本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。第4回審議会は1月14日（日）午後1時30分から、場所は本日と同じ、御嵩町役場大会議室を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に企画調整担当参事の田中よりご挨拶申し上げます。</p>
田中参事	<p>第3回審議会ありがとうございました。本日は、午前中の現地視察から参加していただいた方もお見えになり、長時間にわたりまして現地の視察、熱心な審議をいただきましてどうもありがとうございました。また年明けということで、準備も皆様でお願いすることたくさんありますが、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>

16 : 00 終了